

日本顕微鏡学会関西支部 平成 24 年度第 1 回幹事会 議事録

開催日時： 平成 24 年 6 月 9 日(土) 午後 1 時～午後 3 時

開催場所： 京都大学（吉田キャンパス）工学部物理系校舎 527 号室（材料工学セミナー室）

出席幹事（11 名）

支 部 長 乾 晴行（京都大）

副支部長 峰雪芳宣（兵庫県立大）

幹 事 白倉治郎（名古屋大）

諸根信弘（京都大）

山本章嗣（長浜バイオ大）

平原佳織（大阪大）

宮澤淳夫（兵庫県立大）

齋藤 晃（名古屋大）

岸田恭輔（京都大）

明坂年隆（朝日大）

木村吉秀（大阪大）

委任状による出席幹事（9 名）

丹司敬義（名古屋大）

今井友也（京都大）

丸井隆雄（島津製作所）

鶴尾吉宏（和歌山県医大）

保田英洋（大阪大）

秋田知樹（産総研）

田中康弘（香川大）

井上貴央（鳥取大）

I. 平成 23 年度第 2 回幹事会議事録の異議確認

第 2 回幹事会（平成 24 年 2 月 21 日開催）議事録について、当日出席幹事による異議を確認したが、異議はなかった。

II. 報告事項

1. 平成 23 年度実施事業報告

平成 23 年度関西支部実施事業について報告があり、すべて全会一致で承認した。

2. 平成 23 年度会計報告

平成 23 年度関西支部会計について報告があり、全会一致で承認した。

3. 理事会報告

平成 24 年度 4 月期、5 月期の理事会について報告があった。

4. その他の報告

1) 歴代幹事

歴代の支部幹事について名簿をもとに報告があった。

2) 平成 24 年度関西支部評議員（代議員）

平成 24 年度関西支部評議員（代議員）について名簿をもとに報告があった。

III. 協議事項

1. 平成 24 年度幹事の選任

支部長の指名に基づいた平成 24 年度支部幹事の選任について名簿をもとに説明があり、全会一致で承認した。

2. 平成 24 年度事業計画案

1) 幹事会

年 3 回の開催とし、第 2 回は 9 月 1 日(土)、第 3 回は 11 月中旬の開催とすることとした。

2) 支部総会・代議員会

平成 24 年 9 月 1 日(土) に京都大学吉田キャンパスで開催とすることとした。

3) 支部特別講演会

平成 24 年 9 月 1 日(土) に京都大学吉田キャンパスで開催とすることとした。

4) 市民公開講座「リフレッシュ理科教室」(応用物理学会との共催)

大阪(9月29日)、京都(7月28日)、神戸(9月8日)で開催予定で、共催分担金 5万円の支出を全会一致で承認した。

5) 若手研究者の会の設立及び若手講演会の開催

若手研究者の会を設立して若手研究者間の交流を深め、若手講演会の開催を目指してはどうかとの提案があり、全会一致で承認した。

6) 支部幹事の役割分担

幹事の役割分担について協議を行い、以下のように決定した。

講演会：乾・峰雪，ホームページ：岸田，市民公開講座：平原，会計：峰雪，庶務：乾，選挙：乾

3. 平成 24 年度予算案

平成 24 年度関西支部予算について報告があり、全会一致で承認した。

4. 平成 24 年度支部規定

本部から提示されている支部規定案について説明があり、検討・協議の結果、以下の項目について本部へ要望を提出することとした。また、幹事間での協議を続け、9月の支部総会での新支部規程制定・承認を目指すこととした。

- ・ 役員構成、選出(承認)方法は関西支部独自のものとしたい。ただし、定足数や議決条件などの具体的記述は支部規程では避け、支部規則以下で必要最小限の記述に留めたい。

＜支部長と副支部長＞

- ・ 立候補
- ・ 支部正会員の投票による選挙で(候補者)選出
- ・ 支部会議で承認(ただし事後承認)→理事会で選出

＜幹事＞

- ・ 支部長の指名で候補者選出
- ・ 支部会議で承認(ただし事後承認)→理事会で選出

＜支部代議員＞

- ・ 支部代議員は(本部)代議員そのものとする(独自選挙はしない)

＜支部会議構成＞

- ・ 支部幹事会(構成員：支部幹事)－支部会議(構成員：支部代議員)

- ・ 「理事候補の選出」、「会長及び幹事候補の選出」、「選挙管理委員会」は、支部の任務ではないため条文は支部規程には不必要。それぞれの選挙規程を本部で作成すべき。
- ・ 「支部割当金」の文言を再考いただきたい。支部は理事会で議決された支部事業を「事業費」で行う機関のはずで、「事業費」とは事業に際して「学会の外部に支出される費用」を指し、学会内部での移動を指す「割当金」とは性格を異にするはずで、支部事業を行うのに相応しい名称を使用したい。
- ・ 「寄付金」の文言を再考いただきたい。支部事業がすべて公益目的事業であるならば、「寄付金」名目では管理費(人件費も含む)は支出できないはずで、また、「寄付金」を収益事業に当てるならば、「寄付金」そのものが税金の対象となるはずで、「寄付金」という名目(例えば、事業参加費などではなく)で受け取っての本部の会計に問題がなければよいのですが。

5. 平成 24 年度選挙

新法人としての最初の選挙について本部での実施検討状況、支部への依頼事項、本部への問い合わせ

せ事項などについて説明があった。

以上の通り決議した。

平成 24 年 6 月 9 日
社団法人 日本顕微鏡学会 関西支部